### 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する修正 要綱

### 検討条項の追加

政府は、 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピ

ン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度につ

いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(改正案附則第九条第一項関係)

#### その他

その他所要の規定を整備すること。

## 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する修正

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第一号中「附則第八条」の下に「及び第九条第一項」を加える。

附則第九条を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピ

ン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度につ

いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(抄) ◎社会褊祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する修正 対照表

(傍線部分は修正部分)

(1)	措置を講ずるものとする。
について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づって斥を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度	いて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の等し、この行信による改正後の社会指征土及び介護福祉士の資格制度につ
第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等	2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘
(検討)	調するものとする。 おこの作具にこれでおきを加え、その結果に基づいて必要な措置を
	此につ側近について、地が出ている。この法律の公布後五年を目途として、准介護福
	の間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協
	第九条 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国と
	(検討)
[略]	
公布の日	び第九条第一項の規定 公布の日
第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条の規定	第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及
号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める目から施行する。
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各	第一条。この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各
(施行期日)	(施行期日)
附則	附则
修正前	修正後

# 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十九年四月二十六日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措

、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福

置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制

度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。

二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリア

アップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移

行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定

急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図 的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早

ること。

五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、

通信課程を認めるほか、 教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルート

成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、 現場が との間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養

混乱に陥ることのないようにすること。

七、 社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービ

ス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福

祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉

士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及

び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周

右決議する。

知徹底を図ること。